

銀行業に対する会計規制と フランス会計標準化

～1941年の法律の規定を中心として～

内 藤 高 雄

1 序

プラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général — 以下、プラン・コンタブルと略称する) によるフランスの会計標準化を研究している筆者は、フランス国内、およびわが国での一般的な解釈を否定し、新たな仮説を提起し、その証明を試みてきた。

すなわちプラン・コンタブルは、一般には第2次世界大戦後の1947年にフランス自らの手で作成・公表された1947年プラン・コンタブル¹⁾が現在までのプラン・コンタブルの展開の起点である²⁾とされている。

1) Commission de Normalisation des Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1947.

2) プラン・コンタブルはその後、1947年版の経営分析会計の領域を中心に未完成の部分修正し、最先端の管理会計的手法の導入も可能にした改訂版を国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilité — 以下、C.N.C. と略称する) が1957年に公表した (C.N.C., *Plan Comptable Général* 1957)。さらに1982年には、国内の法的、経済的、社会的情勢の変化および情報処理技術の発展への対応、さらにはEC会社法第4号指令への対応から、改訂版を公表した (C.N.C., *Plan Comptable Général* 1982)。

そして1999年には会計規制委員会 (le Comité de la Réglementation Comptable) 規則ならびにそれを承認する省令によってプラン・コンタブルを修整し、個別財務

もちろんプラン・コンタブルには1947年プラン・コンタブル以前に、1942年に公表し、1943年に私的出版社であるデルマ出版（Edition Delmas）から公刊された1942年プラン・コンタブル³⁾が存在する。しかしながらこの1942年プラン・コンタブルは、占領下でドイツ軍の指導の下で、経済統制のために作成・公表されたものであり、シュマーレンバッハ（E. Schmalenbach）のコンテンラーメン（Kontenrahmen）を、1937年に戦時統制のために改悪し、当時ドイツ本国で適用されていた強制コンテンラーメンと呼ばれるゲーリング・プラン（Plan Göring）をフランス向けに翻訳したものである。従って戦後のプラン・コンタブルの展開とは全く関係のないものである、という考えが、フランスにおいても、わが国においても、これまでは一般的であった。そういう意味でこの1942年プラン・コンタブルは、現代ではほとんど無視された存在である⁴⁾。

諸表に関する部分と連結財務諸表に関する部分を2つに分割した。その上で、ユーロネクストパリ（Euronext Paris）市場上場会社の連結財務諸表にのみ、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standard : IFRS）を強制適用し、非上場会社の連結財務諸表、およびすべての企業の個別財務諸表については、修整された1999プラン・コンタブルを適用するという選択をした。さらには2024年に修正を行い、現在に至っている。

- 3) Commission Interministérielle, *Plan Comptable Général*, Edition Delmas, 1943.
- 4) この点についてはリシャール（J. Richard）は大学で学生が使用している10冊の会計学の教科書のうち7冊が、1942年プラン・コンタブルについて全く触れておらず、他の2冊も存在したことだけを述べているにすぎず、1942年プラン・コンタブルの内容や1947年プラン・コンタブルやコンテンラーメンとの関係について詳細に論じているものは1冊だけであることを、論稿の中で述べている。（J. Richard, 《Les Origines du Plan Comptable Français de 1947 : Les Influences de la Doctrine Comptable Allemande》 *Cahier de recherche* Université Paris Dauphine, No. 9302, 1988, p. 1.）
また最近でも例えばオベール（R. Obert）はその論稿「PCGの主な沿革」の中で、1942年プラン・コンタブルの成立の過程については簡単に述べているが、最初の公式なフランスのプラン・コンタブルとして1947年プラン・コンタブルを挙げている。（R. Obert, *Les grandes dates du PCG*, *Revue Comptabilité Française* Septembre 2025, pp.36 ~ 39.）

しかしながら筆者はこの解釈には納得することができないと考えている。なぜならばフランスは戦時中にドイツ占領軍から強要されたプラン・コンタブルという会計標準化思考を、第2次世界大戦後に占領から解放された後でも完全に放棄することなく、継続し、そして発展させたからである。占領時に他国から押し付けられた制度を忌み嫌うことは、洋の東西を問わないであろう。

そこで筆者は以上の疑問を解消するものとして、1つの仮説を提起した。すなわちそれは、1942年プラン・コンタブルこそがプラン・コンタブルの第1版とも言えるものであり、プラン・コンタブルによる会計標準化思考はこの1942年プラン・コンタブルが原型になっているという仮説であり、これまでその証明を試みてきた。その主要な根拠は以下のようにまとめられる。

- I 占領下でドイツ軍の指導で作成された1942年プラン・コンタブルは、単にゲーリング・プランを翻訳したのではなく、随所にフランス的会計思考が導入されてきた。そして戦後の1947年に公表された1947年プラン・コンタブルは、一見したところ全く異なるカドル・コンタブル (cadre comptable) を持つように思えるが、主として下位勘定において、密接に関係しており、両プランはいずれも、シェズルプレトル (J. Chezleprêtre) やデトゥフ (A. Detoef) の指揮の下、プジョル (G. Poujol) とマルタン (A. J. Martin)、およびバラント (J. Paranteau) によって作成されている。従って1947年プラン・コンタブルは1942年プラン・コンタブルを下に作成されていると考えられる。
- II すでに19世紀の末より、西欧各国では会計標準化の動きが広まっており、いくつかの国際会議で議論されてきた。そしてその潮流を意識して、フランスでもドイツによる占領以前から会計標準化を模索する動きが進んでいた。

第1の根拠について筆者はこれまで、リシャルの論稿を手掛かりにして、1942年プラン・コンタブルとコンテンラーメン論との関係、1942年プラン・コンタブルと1947年プラン・コンタブルとの関係、1947年プラン・コンタ

ブルの二元論などについて考察してきた。また1942年プラン・コンタブルの冒頭に収録された「プラン・コンタブルの存在理由」という小稿、さらにはトウッシュレイ (B. Touchelay) の論稿を手掛かりに、1942年プラン・コンタブルの生成過程について考察してきた⁵⁾。

また第2の根拠について筆者はこれまで、1880年第1回パリ全国会計専門家会議 (Congrès de Comptabilités) と1901年第8回ブタペスト国際統計学会 (L'institut International de Statistique) での議論⁶⁾、1910年に始まる一連の国際会計会議 (Congrès de international de la Comptabilités) での会計標準化を巡る議論⁷⁾、1938年から39年にかけて公表された保険会社に対する会計規制⁸⁾ について考察してきた。そして前稿で筆者は1939年7月29日に公表された軍需産業への会計規制 ((Réglementation comptale des entreprises travaillant pour la Défense Nationale) について考察してきた⁹⁾。

ところで筆者のフランスの会計標準化の研究の出発点となったコーバン (R. Cauvin) の論稿では、フランスにおける1930年代末から Plan Comptable による会計標準化の動きとして、保険会社に対する会計規制、および軍需産業に対する会計規制と並び、銀行業に対する会計規制 (Réglementation comptale des banques) が挙げられている¹⁰⁾。

-
- 5) 詳細については拙著『フランスにおける会計標準化の研究』2010年・東京経済情報出版を参照されたい。
 - 6) 詳細については拙稿「フランスにおける会計標準化の起点」『杏林社会科学 研究』第37巻第2号を参照されたい。
 - 7) 詳細については前掲拙著を参照されたい。
 - 8) 詳細については拙稿「フランス会計標準化の萌芽～保険会社に対する会計規制と1939年7月29日のデクレの一般規定～」『杏林社会科学 研究』第38巻第3・4号合併号、および拙稿「フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制」『杏林社会科学 研究』第39巻第1号を参照されたい。
 - 9) 詳細については拙稿「軍需産業に対する会計規制とフランス会計標準化～1939年に公表された一連のデクレの規定を中心として～」『杏林社会科学 研究』第40巻第1号を参照されたい。
 - 10) R. Cauvin 《 Historique et Critique du Plan Comptable Général 》 E. Archavlis, R.

もちろん、これらの中で保険会社に対する会計規制、および軍需産業に対する会計規制については1939年7月に公表されているが、銀行業に対する会計規制の公表は1941年6月である。周知のようにフランスは第2次世界大戦の戦勝国側に数えられるが、実質的には1940年6月より約3年間のドイツ軍による占領を経験している¹¹⁾。よって保険会社に対する会計規制や軍需産業に対する会計規制は占領前の1939年6月に公表されているため、ドイツ占領軍の影響がない時期の作成・公表である。しかしながら、銀行業に対する会計規制はドイツによる占領後の1941年6月に公表されている。従ってこの銀行業に対する会計規制に対してドイツ占領軍の影響が出ているかどうかについては微妙である。しかしながら占領後1年足らずの間に新しくドイツ占領軍の指導によって銀行業に対する会計規制が作成・公表されると考えるのには、些か無理があるであろう。そういう点では微妙ではあるが、この銀行業に対する会計規制は、1939年の保険会社に対する会計規制や軍需産業に対する会計規制の一連の流れの中で作成・公表されたものであると筆者は考えている。そこで本稿ではこの1941年6月の銀行業に対する会計規制について、考察していくことにする。

2 諸文献における銀行業に対する会計規制についての記述

本節ではまず、1939年代末の銀行業に対する会計規制について、わが国およびフランスの諸文献を手掛かりに、考察していくことにする。

Cauvin, J. R. Orun, G. Romnet, *Journées d'Etudes Comptables Marseille, 1949, Le Plan Comptable Général Etudes et Rapports*, Edition du Conseil Régional de l'Ordre National des Expert-Comptables et Comptables Agréés, 1949, p. 19.

11) フランスは1938年9月にドイツに宣戦布告したが、1940年6月14日にパリが陥落し、同22日にドイツが休戦協定が締結、7月11日にはヴィシー政権が成立することになる。以降、1943年6月2日にド・ゴール (C. de Gaulle) の共和国臨時政府が成立、8月25日にパリが解放されるまで、ドイツ軍の占領は続いた。

まず筆者の研究の出発点となったコーバンの論稿に注目したい。コーバンは銀行業に対する会計規制については、論稿の中で、「1941年6月13日と14日に制定された法律により、銀行に関する専門的な法令が制定され、この法令に基づき、銀行は「法定公告および義務公告の公報」(Bulletin des Annonces Légales et Obligatoires)に掲載された標準的な貸借対照表に従って貸借対照表を作成し、定期的に標準化された貸借対照表と損益計算書を銀行監督委員会に提出しなければならなかった。ここでもまた、保険会社の場合と同様、完全な成功を収め、銀行は会計の内部構造を修正し、標準的な会計計算書の要件に適合させることに何の苦勞もしなかった¹²⁾」と論じている。ここから、コーバンによれば銀行業に対する会計規制は、ドイツ軍による占領の1年後に、保険会社の場合と同様に、貸借対照表と損益計算書とについて、標準化されることになったのである。

次いで筆者はこの銀行業に対する会計規制について、わが国の文献がどのように論じているかについて調査してみた。わが国では中原千勝と中村宣一郎が論稿の中で銀行業に対する会計規制について取り上げている。しかしながら中原はその論稿「フランス統一会計制度の研究」の中で、第三節フランス統一会計制度の歴史の中の〈断片的な対策〉の1つとして、1941年6月13日の法律を挙げ、「銀行に標準様式の勘定使用を命ずる」としているのみで、それ以上の記述はない¹³⁾。

これに対して中村は論稿の中で、「保険会社会計および銀行業会計の統一化」という項で銀行業に対する会計規制を論じている。まず中村は「保険会社会計の統一化に次いで銀行会計の統一化が行われた。1941年6月の法律によって設置された銀行監督委員会 (Commission de Contrôle des Banques) は、国立銀行および民間銀行を監督するため、比較可能な会計資料を入手できる

12) R. Cauvin, *Op.cit.*

13) 中原千勝稿「フランス統一会計制度の研究 (1) - 「1947年会計案」について」『商学論

ように銀行にたいする会計指針を作成したのである。銀行にたいする会計指針も保険会社にたいする会計指針と同様に会計報告の面に限定された統一化であった。すなわち年度締め切り日を毎年12月31日と定め、この日をもって標準様式にしたがって貸借対照表および損益計算書を作成し、株主、債権者等の利害関係者にそれらを提示することを要求したのである¹⁴⁾と論じている。その上で中村はこの法律によって銀行監督委員会が貸借対照表・損益計算書の雛型を提示しており、これに基づいた「決算書類の提出を要求しただけでなく、取引内容を把握して四半期別の銀行経営の動向を知り、預金高や信用高の統計を作成するため、四半期毎に標準様式にしたがい貸借対照表を作成して提出することを要求したのである¹⁵⁾」と指摘し、併せて銀行監督委員会が求めた貸借対照表の雛型を明らかにしている¹⁶⁾。

以上のように論じた後で中村は、「銀行会計の統一化は、目的および規制範囲において保険会社のそれとほとんど同じであったが、四半期報告書の提出を要求した点で保険会社会計の統一化よりもやや徹底していた¹⁷⁾」とし、これにより各銀行が採用する会計処理手続きに類似性が認められるようになり、業種別会計指針の役割を十分に果たしていると評価している¹⁸⁾。

最後に筆者がこれまでの研究で考察してきたコーバン以外のフランス国内の文献、すなわちデゴ (J-G. Degos)、ブリュネ (A. Brunet)、パンスルー (C-C. Pinceloup)、トゥッシュレイが、この軍需産業に対する会計規制についてどのように論じているかを考察してみる。

まずデゴであるが、その著書¹⁹⁾の中で、保険会社に対する会計規制につい

14) 中村宣一郎稿「フランスにおける会計標準化の生成および発展-1-」『会計』第88巻第3号、pp. 181～182。

15) 同上、p. 183。

16) 同上、pp. 182～183。

17) 同上 p. 184。

18) 同上。

19) J-G. DEGOS, *L'histoire de la comptabilité*, Press Université de Français, 1998.

ではその存在のみを記しているが、軍需産業に対する会計規制と同様、銀行業に対する会計規制についての記述は皆無である。続いてフランスの会計標準化に関する著名な研究者であるブリュネは、その著書の中で、保険会社に対する会計規制についてと同様に、銀行業に対する会計規制についても業種別組織の枠内での企業に対する会計標準化の章の1つの節²⁰⁾を割いて論じている。すなわちブリュネは著書中の「職業団体における企業に対する会計基準の強制適用」の章で、航空機産業とともに取り上げている。まずブリュネは1941年6月の法律で制定された銀行監督委員会は「国有化預金銀行、民間銀行、金融機関、および一部のケースでは証券会社²¹⁾」を管轄範囲としている。その上で、個別の決定を行う際には「監督権限、懲戒権限、司法権限、および管理権限」を、一般に適用される決定を行う際には「金融機関の管理に関するものと標準化された文書に関するものという2つのカテゴリーの権限を持っている²²⁾」としている。そして標準化された文書に関するものとして「資産と負債の定期的な状況、貸借対照表、損益計算書の雛形の構造の決定とこれらの文書の公表条件²³⁾」をこの法律が挙げていることを指摘している。そのことからブリュネは「専門組織の中では、経済活動の他の分野よりも銀行業界において、より一層の会計基準の統一化を必要とする²⁴⁾」ということを指摘している。

その上でブリュネは1941年6月の法律について詳述している。その中でも会計基準の適用について「銀行が事業年度末を12月31日に設定しなければならないこと（第16条）：銀行が監督委員会が定める標準様式に従って作成しなければならない財務書類（第16条）で、①貸借対照表および損益計算

20) A. BRUNET, *La Normalisation comptable au service de l'entreprise, de la science et de la notion*, Edition Dunod, pp. 236 ~ 249.

21) *Ibid.*, p. 236.

22) *Ibid.*, p. 238.

23) *Ibid.*, p. 239.

24) *Ibid.*

書②資産と負債の定期的な状況、を含む²⁵⁾」としている。

ここで1つ、注目すべきことは、ブリュネは著書の中で1941年6月の法律を詳述するとともに、銀行業の会計標準化について、この法律の公表後の動向、とりわけ第2次世界大戦終了後の1946年、1947年のこの法律で設置された銀行監督委員会による会計標準化の動向をも記していることである。例えば会計標準化には厳格な用語の採用が不可欠であるが、「監督委員会は当初、標準様式に記載されているすべての用語の定義を明確に定めていなかった」とし、監督委員会は「流動資産および流動化可能な資産」、「短期債務」、「自己資本」、「共通の利益を有する企業」、「固定資産」、「第三者に対する債務」の表現の意味を明確にするよう、1946年に命じていたが、「銀行が保有する流動資産および換金可能な資産の額と、短期債務の額との間の比率を決定するため、委員会は1947年5月14日の決定により、これらの2つの項目に含めるべき要素を具体的に定義することになった²⁶⁾」ことを指摘している。

またブリュネは会計標準化の適用について、「銀行監督委員会と国家信用評議会 (la Commission de contrôle et le Conseil national de Crédit) は、明らかに銀行が作成した文書やその帳簿から収集されたすべての情報を保有しているが、第三者への情報提供を目的とした措置は、利用者の性質に応じて異なる：

- a) 株主に関しては、1946年5月28日付け第46-1247号政令第13条は、株式会社で設立された銀行は、監督委員会が定める標準様式に従い、株主総会に貸借対照表および損益計算書を提出しなければならないと定めている。
- b) 債権者または債務者（預金者、貸主、借主、手形譲渡人または譲受人）に関しては、同条項はすべての銀行に対し、同様の条件で作成された年

25) *Ibid.*, p. 240.

26) *Ibid.*, p. 241.

次貸借対照表を保持することを義務付けている²⁷⁾」。

これらのブリュネの指摘から、この1941年6月の銀行業に対する会計規制は、ドイツ占領軍とは全く無関係に、1938年の保険会社に対する会計規制や軍需産業に対する会計規制と同様、フランスにおける会計標準化の一環として作成・公表されたことが明確である。そしてそれは銀行業という単一の業界に対する規制を狙った、業種別プラン・コンタブルの1つとして作成され、そしてそれが1941年の公表以降も、法令によって改良されていったことが明らかである。

パンスルーについては残念ながら著書の中に1941年6月13日14日の法律による銀行業に対する会計規制に関しての記述を見つけることができなかった。パンスルーの著書『会計史』(Histoire de la Comptabilité et des Comptables)²⁸⁾は1900年から1950年にかけての会計関係の著作や法令、そして出来事について10年ごとにまとめたものであるが、保険会社に対する会計規制については1938年12月30日のデクレ²⁹⁾、および1939年7月29日のデクレ³⁰⁾についての言及があるが、軍需産業に対する会計規制と同様、銀行業に対する会計規制についての記述を見つけることができない。

パンスルーは1940年代の会計標準化に関する記述は、銀行業に関する会計規制の法律が公表される約2か月前の同年4月22日に組織されたプラン・コンタブル省際委員会 (Commission interministérielle du plan comptable) に

27) *Ibid.*, pp. 241 ~ 242.

28) C-C. PINCELOUP, *Histoire de la Comptabilité et des Comptables*, Edition Nice, 1993.

29) Décret portant règlement d'administration publique pour la constitution des sociétés d'assurances et de capitalisation, des tontines et des syndicats de garantie et pour le fonctionnement et le contrôle de ces organismes, *Journal officiel de la République française*, Lois et décret, 30 décembre 1938, pp.14880 ~ 14899.

30) Décret relatif à la comptabilité des entreprises d'assurance de toute nature et de capitalisation, 29 juillet 1939, *Journal officiel de la République française*, Lois et décret, 17 octobre 1939, pp.12385 ~ 12433.

関する記述があり、次いで1942年プラン・コンタブルに関する記述となっている³¹⁾。またトゥッシュレイの著作の中にも、銀行業の会計規制について触れたものは見つけることができなかった。

以上のことから、わが国においても、フランスにおいても、この銀行業に対する会計規制が、保険会社に対する会計規制、および軍需産業に対する会計規制の2年後に公表された法律によって規制されているにもかかわらず、一部の研究者を除けば、これまであまり注目されていなかったと言えるであろう。そしてその原因には、第2次世界大戦の勃発とフランスの敗戦、ドイツによる占領が深く影響しているようである。

フランスがドイツに宣戦布告したのが1939年9月、パリ陥落とともにドイツによる占領が始まったのが1940年6月である。そういう意味では銀行業に対する会計規制は、まさしくドイツによる占領中に公表された法律であると言える。

以上、本節では2次資料と言うべきわが国およびフランスの文献をもとに考察してきたが、次節においては、1次資料であるフランス官報（*Journal Officiel*）に掲載されている法律原文をもとに、この銀行業に対する会計規制について考察していくことにする。

3 法律本文における銀行業に対する会計規制

1941年6月13日の法律第2532号は「銀行業の規制及び組織に関する法律」（relative à la réglementation et à l'organisation de la profession bancaire³²⁾）である。この法律は第1章「銀行業の規制」第2章「職業団体常設委員会」第

31) C-C. PINCELOUP, *Op.cit.*, pp. 183～185.

32) No 2532, Loi du 13 juin 1941 relative à la réglementation et à l'organisation de la profession bancaire, *Journal officiel de la République française*, Lois et décret, 6 juillet 1941, pp.2830～2834.

3章「銀行監督委員会」第4章「移行措置」の4章63条からなる法律である。

まず第1章では第1条で「銀行とは、一般から預金その他の形態で資金を受け入れ、これを自己の営業のために割引業務、貸付業務または金融業務に用いることを常業とする企業または機関をいう³³⁾」と銀行の定義したうえで、様々な規制を行っている。第6条では「銀行業務を目的とする会社は、合名会社、合資会社、または固定資本株式会社の状態では設立できない³⁴⁾」と定め、第8条では銀行の最低資本金について「すべての銀行は、その貸借対照表において、国家経済・財務大臣の命令で定められた額以上の資本金を有することを証明しなければならない。最低資本金は、銀行が株式会社の形態で設立されているか、その他の形態で設立されているか、および2つ以上の恒久的な営業所を保有しているか否かにより、異なる金額に設定されることがある³⁵⁾」と規定している。

その上で会計に関する規制としては第16条で「すべての銀行は、事業年度を12月31日に終了しなければならない。当該日において、監督委員会が組織委員会の意見を聴取した上で作成した標準様式に従い、貸借対照表および損益計算書を含む年次決算書を作成しなければならない。貸借対照表は、控訴裁判所が承認した監査人名簿から選任された監査人により、帳簿と一致することを証明されなければならない³⁶⁾」と年度決算書について規定している。さらに「年度中に資産と負債の定期的な状況報告書を作成しなければならない。これは、組織委員会からの意見を踏まえて監督委員会が作成した標準様式に従い、株式会社であるか否かによって異なる場合がある。これらの状況報告書は、前年の12月31日現在の預金総額が5億フランを超える銀行については、毎月末に作成され、その他の銀行については、暦年の各四半期末に

33) *Ibid.*, Art. 1, p. 2830.

34) *Ibid.*, Art. 6, p. 2830.

35) *Ibid.*, Art. 8, p. 2830.

36) *Ibid.*, Art. 16, p. 2831.

作成される。貸借対照表と定期的な状況報告書は、監督委員会が定める期限内に同委員会に提出される³⁷⁾として、四半期財務諸表についても規定している。その上でこの貸借対照表および中間財務諸表の公表については、「株式会社として設立された銀行は、1907年1月30日の法律で定められた官報の別冊に、年次貸借対照表および中間財務諸表を公表しなければならない。その他の銀行は、預金者、貸主、借主、手形譲渡人、手形譲受人に対し、半期決算報告書を公表するか、または閲覧に供しなければならない。これらの銀行の合計された中間決算報告書は、公表を目的とした文書において、この形式のみで記載される。監督委員会は、組織委員会の意見を聴取した上で、本条の適用に際し、本令第16条に定める様式とは異なる標準様式を定めることができる³⁸⁾」と第18条で規定している。

この貸借対照表および損益計算書作成の際に使用する標準様式は、既述のように、「法定公告および義務公告の公報」に掲載された標準的な貸借対照表および損益計算書であるが、ブリュネによれば以下の通りになる

貸借対照表

借方勘定科目（資産）

- I 現金、国庫、発券銀行預金
 - a) 現金
 - b) 発券銀行預金
 - c) 外国通貨と地銀
 - d) 政府短期証券
 - e) 郵便為替
- II 他店および為替勘定

37) *Ibid.*

38) *Ibid.*, Art. 18, p. 2831.

- a) 他銀行
- b) 為替貸
- c) 関係銀行

Ⅲ 有価証券および手形

国債およびこれに類するもの

- a) 国債
- b) フランス国鉄公社発行の約束手形
- c) クレディ・ナショナルによる引受
- d) 国債市場公社による無条件引受および保証
- e) 国立穀物業協会署名付き収穫物引換手形

発行銀行で割引可能な手形

- f) コマーシャルペーパー（商業手形）
- g) 国立国家市場公社の条件付き保証付き手形
- h) 銀行引受、国際貿易
- j) その他の銀行引受
- k) 動員手形および信用手形、ワラント

発行銀行において再割引不可の手形

- l) 銀行引受、ワラント、信用動員手形およびその他の再割引不可の手形

注：アルジェリアの銀行では、項目 m) フランス政府またはアルジェリア政府が保証する手形を追加。

Ⅳ クーポン

- a) クーポンおよび現金化すべき証券
- b) 未決済のクーポンおよび証券の現金化

Ⅴ 普通預金

- a) 顧客
- b) 本社、子会社
- c) 銀行家（個人事業）、経営者、取締役
- d) 株主、出資者、その他のパートナー

銀行業に対する会計規制とフランス会計標準化

- e) 銀行家またはパートナーの家族
- f) 経営陣
- g) 支配下不動産会社への前払金
- VI 保証付き前払金
 - a) 繰越勘定
 - b) 有価証券担保前払金
 - c) 商品担保前払金
 - d) 抵当担保前払金
 - e) その他
- VII 各種前払金および債権
 - a) 為替業者、証券ブローカー、アービトラージ業者
 - b) 有価証券の引受けおよび払込；
 - c) 組合および持分
 - d) 代理店および支店
 - e) その他
- VIII 引受債務者
- IX 有価証券
 - a) 発行銀行における貸付の担保として認められた有価証券
 - b) 公共市場で取引可能なその他の有価証券
 - c) 公共市場で取引不可能な有価証券
 - d) 親会社、子会社（銀行）の有価証券
 - e) 親会社、子会社（銀行以外）の有価証券
- X 配当未収入金
- XI 株主
- XII 仮勘定およびその他：
 - a) 一般経費：1 経費
；2 利益。
- XIII 疑義のあるもの及び係争中のもの

XIV 償却すべき費用勘定：

- a) 営業権
- b) 設立費用、最初の設立
- c) 増資費用、発行費用

XV 不動産および動産

- a) 営業用不動産
- b) 非営業用不動産
- c) 支配下不動産会社の証券
- d) 設備および動産

XVI 成果

- a) 過年度の損失
- b) 当年度の損失

貸方勘定科目（負債および資本）

I 普通預金口座

- a) 顧客
- b) 当行の利益のために凍結された普通預金口座

II 当座預金口座

- a) 顧客
- b) 本店、子会社
 - 恒久的に割り当てられた資金
- c) 銀行家（個人事業）、経営者、取締役
- d) 株主、出資者およびその他のパートナー
- e) 銀行家またはパートナーの家族
- f) 当社の利益のために凍結された当座預金
- g) 凍結口座（1942年10月24日法による）

III 銀行および取引先

- a) 取引銀行

- XII 引当金
- XIII 準備金
 - a) 法定準備金
 - b) 定款準備金
- XIV 資本金
- XV 成果
 - a) 繰越利益剰余金
 - b) 当期利益

損益計算書

収益

商業取引：

有価証券ポートフォリオに関する手数料およびコミッション
債権者に対する利息および手数料
各種取引（為替、仲介手数料など）

証券取引

証券ポートフォリオの収益（収入および利益）

事業税の還付

不動産収益

利用可能となった引当金

再評価益

費用

債権者への利息およびその他

一般経費：

直接人件費、社会保険料および年金基金への拠出金、従業員向け各種制度、税金および公課、賃借料、その他の営業経費

減価償却費および引当金

純利益、本土およびアルジェリア

純利益、植民地および海外 (概算)³⁹⁾

第2章では職業団体常設委員会である組織委員会の設立とその権限について規定している。特に組織委員会の構成について、「国家経済・財務大臣の命令により任命される6名以内の委員で構成され、その委員は、銀行業務に従事する者または銀行業務を行う会社の取締役会会長、取締役、または代表取締役の中から選出される。補欠委員は、国家経済・財務大臣により同様の手続きで指名される。国家経済・財務大臣は、組織委員会の委員長および委員が欠席の場合に会議を主宰する委員を任命する⁴⁰⁾」と第30条で規定している。

第3章では銀行監督委員会について規定している。まず「銀行監督委員会が設置され、本法令およびその他の現行法に基づき制定された銀行業の規制の遵守を監督し、第52条に定める条件に従い、違反行為を制裁し、同委員会に付託される上訴および取消請求について判断する権限を有する。委員会は、組織委員会の意見を聴取した上で、経済・財務担当務大臣に対し、銀行に適用される法律および規則に関する改正や追加措置を提案することができる⁴¹⁾」と第48条で委員会の設立を規定している。そして「監督委員会は、フランス銀行総裁（委員長）、国家経済・財務省財務局長、および組織委員会委員長で構成される。各委員は、欠席の場合、自身が指名し、国家経済・

39) A. BRUNET, *Op.cit.*, pp. 361 ~ 369.

この「法定公告および義務公告の公報」については、残念ながら筆者はまだ原文を入手できていない。本稿はブリュネの著書および中村の論稿を参照した。(中村宣一郎稿前掲論文、pp. 182 ~ 183 参照。)

なお、ブリュネの著書には貸借対照表借方勘定項目のⅢ (i) が欠落している。その理由は不明であるが、本稿は原文のままとした。

40) *Ibid.*, Art. 30, p. 2832.

41) *Ibid.*, Art. 48, p. 2833.

財務省の秘書官の命令により任命された代理委員によって代理されることができる⁴²⁾」とその構成を第49条で定めている。

また銀行監督委員会は「提出された定期的な貸借対照表および財務状況に基づき、ならびに第17条に定める情報、説明、および証拠書類を要求する権限を行使して、その監督を行う。さらに、委員会は、フランス銀行の検査官に現地での追加検査を実施させることができる⁴³⁾」という権限を持っている。さらには第52条では「監査の結果、当該機関が本政令またはその施行規則で定められた規則に違反したことが判明した場合、監査委員会は、刑事罰の適用を妨げることなく、以下の懲戒処分を科す⁴⁴⁾」として、処分権限をも銀行監督委員会に与えている

続いて翌日の1941年6月14日には法律第2533号「銀行業に関連する職業の規制及び組織に関する法律」(N° 2533. LOI du 14 juin 1941 relative à la réglementation et à l'organisation des professions se rattachant à la profession de banquier⁴⁵⁾)が公表された。この1941年6月14日の法律は5章14条から構成されており、前日の6月13日の法律を補足するものになっている。

まず第1章では総則として規制の対象の分類が行われている。すなわち第1条で「銀行業の規制及び組織に関する1941年6月13日法律の第9条および第15条に定める銀行の登録簿への登録義務を負わない企業および個人で、同法律の第27条2に定める業務を常習的に行う企業および個人は、以下の第II章の規定に準拠する⁴⁶⁾」としている。次いで第2条では上記の1941年6

42) *Ibid.*, Art. 49, p. 2833.

43) *Ibid.*, Art. 51, p. 2833.

44) *Ibid.*, Art. 52, p. 2833.

45) N° 2533. LOI du 14 juin 1941 relative à la réglementation et à l'organisation des professions se rattachant à la profession de banquier, *Journal officiel de la République française*, Lois et décret, 6 juillet 1941, pp.2834 ~ 2835.

46) *Ibid.*, Art. 1, p. 2834.

月13日法律の第27条の業務を「常業として行わない企業および個人で、その主要な業務の付带的業務として当該業務の1つまたは複数を行う⁴⁷⁾」ものは第4章の規定に準拠すると規定している。さらに第3条で「銀行業の規制に関する1941年6月13日法律第27条(2)に定める業務を通常業務として行わない企業および個人で、これらの業務を偶発的に行うもの⁴⁸⁾」は第4章の規定に準拠することを求めている。

その規制の具体的内容は、第1条適用企業および個人は第2章第7条で組織委員会は「登録の手続きおよび期限、期限、制裁、登録の拒否または抹消に関する委員会の権限は、銀行の場合と同じとする。ただし、上記企業は銀行のリストには掲載されず、その登録は公表の対象とはならない⁴⁹⁾」としている。そしてさらに第1条適用企業および個人は「あらゆる形態の会社形態を採用することができる⁵⁰⁾」とし、「銀行とは別の職業団体に加入しなければならず、その定款は組織委員会によって承認されなければならない⁵¹⁾」としている。その上で銀行監督委員会は「最低資本金の額を定めることができるが、1941年6月13日法律第8条で定められた銀行業の規制および組織に関

この場合、1941年6月13日法律の第9条は銀行、企業、および金融機関の職業組織に関する組織委員会がフランスおよびアルジェリアで営業を行う銀行のリストに、第15条はフランスまたはアルジェリアに所在する外国銀行の支店を言い、第27条2は銀行、企業、および金融機関の職業的組織に関する常設委員会が設置され、その常設委員会が銀行のリストに登録していないが、証券、国債、手形、公債に関する取引において、仲介業者、ブローカー、または仲介役として活動、短期または中期融資取引または為替取引、あるいは手形、小切手、公債の割引、質入れ、または現金化を行う企業を意味する。(No 2532, Art. 9, 15, 27, *Journal officiel de la République française*, Lois et décret, 6 juillet 1941, pp.2830 ~ 2832.)

47) N° 2533, Art. 2, *Journal officiel de la République française*, Lois et décret, 6 juillet 1941, p.2834.

48) *Ibid.*, Art. 3, p. 2834.

49) *Ibid.*, Art. 7, p. 2835.

50) *Ibid.*, Art. 8, p. 2835.

51) *Ibid.*, Art. 9, p. 2835.

する条件で定められた額を超えることはできない⁵²⁾」とし、「銀行に適用されるものよりも簡略化された会計報告の公表または通知の方法を承認することができる⁵³⁾」と規定している。

続いて第2条適用企業および個人は第2条で定める業務を行うためには、第3条第11条で「第7条と同様の規定に従い、組織委員会への登録を申請し、その承認を受ける必要がある。これらの企業および個人は、当該委員会が定める業務のカテゴリーに関する決定に従わなければならない。ただし、上記第9条に定める職業団体への加入は義務付けられていない⁵⁴⁾」と定められている。

さらに第2条適用企業および個人は「同条に定める業務に関する銀行業規制の規定に準拠しなければならない⁵⁵⁾」としている。そして第5章「銀行業および証券業の補助業者」に関する規定では、「銀行業者、証券業者、その他の業者（以下「銀行業者等」という）は、銀行業又は証券業を主たる事業又は副次的な事業として営む者（以下「銀行業者等」という）に対し、銀行業又は証券業を営む者（以下「銀行業者等」という）に業務を斡旋する行為、又は銀行業又は証券業を営む者（以下「銀行業者等」という）の代理として業務を行う行為（雇用契約に拘束されない場合を含む）を行うことを禁止⁵⁶⁾」し、その上で「銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日法律に規定される企業または個人に取引を斡旋する業務を主たる業務または付随的業務として行う者、またはこれら企業または個人と雇用契約を結ばずにその代理として業務を行う者は、その地位において特別な職業団体に加入する義務はないが、その業務を行うためには、そのリストを定める組織委員会から承認を受ける必要がある。同委員会は、その承認権限を関係する職業団体に委任すること

52) *Ibid.*, Art. 10, p. 2835.

53) *Ibid.*

54) *Ibid.*, Art. 11, p. 2835.

55) *Ibid.*, Art. 12, p. 2835.

56) *Ibid.*, Art. 13, p. 2835.

ができる⁵⁷⁾」と定めている。

4 結び

以上、本稿では1941年6月13日および14日に公表された銀行業に対する会計規制について、フランス国内およびわが国の文献、および法律原文をもとに、明らかにしてきた。そしてこの規制のポイントは、コーバン、ブリュネ、中村が指摘しているように、1941年6月13日の法律の第16条であろう。すなわち

- 「 I すべての銀行に対して事業年度の期末、すなわち決算日を12月31日に固定したこと
- II その決算日に銀行監督委員会が組織委員会の意見徴収をしたうえで作成した標準様式に従い、貸借対照表および損益計算書を含む年次決算書の作成を要求したこと
- III 貸借対照表に控訴裁判所が承認した監査人名簿から選任された監査人による監査を要求したこと
- IV 監督委員会が作成した標準様式に従い、資産と負債の定期的な状況報告書を前年の12月31日現在の預金総額が5億フランを超える銀行については、毎月末に、その他の銀行については、暦年の各四半期末に、作成することを要求したこと⁵⁸⁾」

である。従って本稿では結びとして、これらの点について考察していきたい。

第1の事業年度の期末、すなわち決算日を12月31日に固定したことは、各銀行の資産や負債の状況を比較する際にも、そして銀行組織委員会や監督委員会が金融市場の全体的管理やマクロ政策を決定する際にも、決算日を統

57) *Ibid.*

58) No 2532, Art. 16., *Journal officiel de la République française*, Lois et décret, 6 juillet 1941, p.2831.

一することは有効であると言える⁵⁹⁾。

第2の銀行監督委員会によって作成された標準様式に従い、貸借対照表および損益計算書を含む年次決算書の作成を要求されたことは、プラン・コンタブルによる会計標準化の核心が標準勘定組織の使用であると考えている筆者にとって、非常に大きな問題である。

この法律で貸借対照表および損益計算書を既述の標準様式で作成することは、銀行に対して完全に標準化した勘定の使用を求めたと考えられる。筆者は既に保険会社に対する会計規制について検討してきた。保険会社に対する会計規制を定めたデクレでは、損害保険会社⁶⁰⁾と生命保険会社およびその他の保険会社⁶¹⁾に対して、それぞれ15の雛型、合計30の雛型を提示している。これに対してこの1941年6月13日の法律で定めた銀行業に対する会計規制では、単一の貸借対照表および損益計算書の雛型を使用することは、この銀行業に対する会計規制でフランスの会計標準化がさらに前進したことが明白である。1939年の保険会社に対する会計規制についてブリュネは、「勘定科目表の使用を企業に義務付ける代わりに、企業が尊重すべき一定の計算書雛形を制定しようとするものである⁶²⁾」としている。その上で、1939年7月29日のデクレが選んだ「計算書雛形方式」が「勘定科目表方式」と比較して、「正確な情報が得られる専門的な産業に適しており、計算書雛形は、すべての企業にとって本当に比較可能な形で、重要な結果を実際に表示するための必須ルールを構成している⁶³⁾」としている。そしてブリュネは「1939年7月29日の政令は、フランスで初めて権威によって制定された体系的な標準化措置であった。これは、最も改革が必要で、かつ最も改革が容易な業界における措

59) フランス企業は現在でも原則、12月31日決算で統一されている。

60) Décret du 29 juillet 1939, Art. 35, *Journal officiel de la République française*, Lois et décret, octobre 1939, p.12389.

61) *Ibid.*, Art. 37, *Journal officiel* 1939, p. 12412.

62) A. BRUNET, *Op.cit.*, pp. 218 ~ 219.

63) *Ibid.*, p. 219.

置であった」と評価している。

これに対して1941年の銀行業に対する会計規制で会計標準化として選択された方式は同じく「計算書雛形方式」ではあるが、保険会社の会計規制にある30の雛型に対して、単一の貸借対照表および損益計算書の雛型である。

しかもすでに明らかにしたブリュネの指摘のように、銀行監督委員会は当初、標準様式に記載されているすべての用語の定義を明確に定めていなかったことの反省から、第2次世界大戦後になってではあるが、「流動資産および流動化可能な資産」、「短期債務」、「自己資本」、「共通の利益を有する企業」、「固定資産」、「第三者に対する債務」の表現の意味を明確にするよう、1946年に命じていた。そしてそれは「銀行が保有する流動資産および換金可能な資産の額と、短期債務の額との間の比率を決定するため、委員会は1947年5月14日の決定により、これらの2つの項目に含めるべき要素を具体的に定義することになった⁶⁴⁾」のである。

そういう意味では1941年の銀行業に対する会計規制は同じく「計算書雛形方式」を採用してはいるものの、当然のことではあるが、各銀行は標準様式の貸借対照表および損益計算書の雛型にある勘定科目を採用することになり、それぞれの勘定科目の明確な定義を行うこともあって、1939年の保険会社に対する会計規制に比べれば、より「勘定科目表方式」に近づいた形、すなわち1942年プラン・コンタブルによる標準化に近づいた形になっていると言えよう。

第3の貸借対照表に監査人による監査が要求されたことも、会計標準化の進展と言える。もちろんこの監査人による監査の規定は保険会社に対する会計規制にも規定されている。すなわち「このデクレで言及される会社、保険団体および保険会社は、政令で定められた条件に従って採用された宣誓監査人の監督に服さなければならず⁶⁵⁾」、当該監査人は「いつでもすべての業務

64) *Ibid.*, p. 241.

65) Décret unifiant le contrôle de l'Etat sur les entreprises d'assurances de toute

を現場で検証することができる。彼らは、その職務を遂行する上で知り得た商業上の秘密を漏らさないことを誓わなければならない⁶⁶⁾」と規定されている。

この保険会社に対する監査人による監査の要請を銀行業にも要求したことで、銀行業の会計標準化をより確実に進化させた形となっている。もともと商法会計の国であるフランスは、監査役監査が中心であるものの、それとは別に貸借対照表を控訴裁判所が承認した監査人名簿から選任された監査人により、帳簿と一致することを証明されなければならないと規定したことは、会計標準化をより強力に進めることになったと言えよう。

第4の資産と負債の定期的な状況報告書の提出の要請はこれまでの保険会社や軍需産業に対する会計規制ではなかった要請である。前期末の預金総額が5億フラン以上の銀行は毎月、5億フラン未満の銀行であっても四半期毎に資産と負債の状況報告書を提出することは、各銀行にとっては非常に大きい負担になる。しかしながら当時のフランスにとってはそれだけ銀行業を管理することは重要であり、会計標準化を進める必要があると判断したのであろう。

さて、筆者はこれまで銀行業に対する会計規制を行う1941年6月13日14日両日の法律、およびフランスおよびわが国の文献を題材に、フランスの会計標準化について論じてきたが、この1941年の銀行業に対する会計規制は、1939年の保険会社に対する会計規制、軍需産業に対する会計規制同様、1942年プラン・コンタブルにつながるものであろうか。筆者の答えはYesである。たとえ銀行業に対する会計規制がドイツによる占領下の1941年6月に公表されたものであっても、1939年の保険会社に対する会計規制、軍需産業に対する会計規制の延長上にあり、保険会社の会計規制の多くの計算

nature et de capitalisation et tendant à l'organisation de l'industrie des assurances, 16 juin 1938, *Journal officiel de la République française, Lois et décret*, 16 juin 1938, p.6812.

66) *Ibid.*

書雛形から単一の標準様式を定め、そしてそれぞれの勘定科目の定義を試みているところからも、明らかに1939年のデクレから一歩進んだ、1942年プラン・コンタブル、あるいは本来の意味でのフランスの会計標準化に近づいたものになっていると言えよう。

この1941年6月13日14日の法律の公表の2か月前、既述のように同年4月22日のデクレによってプラン・コンタブル省際委員会が組織され、1942年プラン・コンタブルの作成が始まることになる。これまでは特定の業界に対する規制であったが、フランス企業全体に対する会計標準化が始まるのであった。いずれにしても、フランスでは会計標準化の動きがそれまでは全くなく、ドイツ占領によって唐突に1942年プラン・コンタブルが作成・公表されたのであって、1942年プラン・コンタブルは戦後のプラン・コンタブルの展開とは全く関係ないという従来までの解釈は誤っていると言える。1942年プラン・コンタブルは当時の西欧各国の会計標準化の動向およびフランス国内の会計標準化の動向と密接に結びついており、1942年プラン・コンタブルこそがプラン・コンタブルによる会計標準化の端緒であると筆者は考えるのである。